

島根県報

令和2年6月30日(火)

号外 第 8 5 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

	*/
	<i>3</i> K
—	> \

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 2

【人委規則】

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 2 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手 3

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特 3

殊勤務手当に関する規則

当の特例に関する規則

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第8号

島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。 令和2年6月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

附則に次の3項を加える。

(防疫作業等従事手当の特例)

- 3 第12条に定めるもののほか、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。第1号において同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置として次に掲げる作業に従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、第12条の規定は、適用しない。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(次号及び次項第1号において「患者等」という。) に接して行う診察、治療、看護、検体採取(その補助を含む。)、検査又は医療機器の操作
 - (2) 患者等が使用した物件の処理
 - (3) 前2号に掲げる作業に準ずるものとして管理者が認める作業
- 4 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる作業 3,000円 (患者等の身体に直接接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う場合にあっては、4,000円)
 - (2) 前項第2号に掲げる作業 3,000円
 - (3) 前項第3号に掲げる作業 4,000円を超えない範囲内でそれぞれの作業に応じて管理者が定める額
- 5 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額 の最も高いものの一を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年6月30日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程(次項に おいて「改正後の規程」という。)の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(防疫作業等従事手当の内払)

2 島根県病院局職員の給与に関する規程第12条の規定により令和2年2月1日からこの規程の施行日の前日までの間に 支給された防疫作業等従事手当のうち、改正後の規程附則第3項の作業に係るものは、同項の規定による防疫作業等従 事手当の内払とみなす。

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第21号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第22号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する 条例(令和2年島根県条例第34号。以下「特例条例」という。)の規定に基づき、特殊勤務手当の支給の対象となる区域、作業、支給額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(防疫作業等従事手当)

- 第2条 特例条例第2条第1項のこれらに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる区域とする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)を受け入れている病院又は宿泊施設に患者等を移送する自動車の内部
 - (2) 患者等が待機している居宅
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に係る検査が実施される施設
 - (4) 前3号に掲げる区域に準ずるものとして人事委員会が認める区域
- 第3条 特例条例第2条第1項の新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。
 - (1) 患者等に接して行う診察、看護、検体採取、説明、調査又は移送
 - (2) 患者等が使用した物件の処理
 - (3) 患者等を受け入れている宿泊施設において行う連絡調整 (人事委員会が定める場合に限る。)
 - (4) 前3号に掲げる作業に準ずるものとして人事委員会が認める作業
- 第4条 特例条例第2条第2項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。
 - (1) 前条第1号に掲げる作業 3,000円 (患者等の身体に直接接触して行う場合又は患者等に長時間にわたり接して行う場合にあっては、4,000円)
 - (2) 前条第2号に掲げる作業 3,000円
 - (3) 前条第3号に掲げる作業 3,000円
 - (4) 前条第4号に掲げる作業 4,000円を超えない範囲内でそれぞれの作業に応じて人事委員会が定める額
- 2 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額 の最も高いものの一を支給する。
- 3 前条第3号に掲げる作業が引き続いて2日にわたるときは、これを1日とみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則をここに公布

する。

令和2年6月30日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第23号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(令和2年島根県条例第37号。以下「条例」という。)の規定に基づき、特殊勤務手当の支給の対象となる区域、作業、支給額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(防疫作業等従事手当)

- 第2条 条例第3条第1項のこれらに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる区域とする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)を受け入れている病院又は宿泊施設に患者等を移送する自動車の内部
 - (2) 患者等が待機している居宅
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に係る検査が実施される施設
 - (4) 前3号に掲げる区域に準ずるものとして人事委員会が認める区域
- 第3条 条例第3条第1項の新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に 係る作業であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。
 - (1) 患者等に接して行う調査、検査又は移送
 - (2) 患者等が使用した物件の処理
 - (3) 前2号に掲げる作業に準ずるものとして人事委員会が認める作業
- 第4条 条例第3条第2項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。
 - (1) 前条第1号に掲げる作業 3,000円(患者等の身体に直接接触して行う場合又は患者等に長時間にわたり接して行う場合にあっては、4,000円)
 - (2) 前条第2号に掲げる作業 3,000円
 - (3) 前条第3号に掲げる作業 4,000円を超えない範囲内でそれぞれの作業に応じて人事委員会が定める額
- 2 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額 の最も高いものの一を支給する。

(地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の準用)

第5条 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第15号)第16条第1項、第17条及び 第18条の規定は、作業日数の計算方法、支給方法等について準用する。この場合において、同規則第18条中「特殊勤務 記録簿及び呼出記録簿」とあるのは、「特殊勤務記録簿」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。